

松江市告示第 168 号

地域とすすめる「松江てらこや」事業費補助金交付要綱（平成 29 年松江市告示第 320 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 29 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
(1) 児童等 松江市内 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> の児童・生徒をいう。		(1) 児童等 松江市内 <u>小中学校</u> の児童・生徒をいう。	
(2) 略		(2) 略	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の交付の対象である事業	放課後や休業日等に、公民館等の地域の施設を利用して、地域住民や保護者、学生などの協力により、児童等に学習等の機会を提供する学習支援活動で、次に掲げる要件を満たすもの。 <u>(1) 学習支援団体が所在する地域の公民館と連携して実施すること。</u> <u>(2) 原則として月 1 回以上又は年間 20 回以上実施すること。</u>	補助金の交付の対象である事業	放課後や休業日等に、公民館等の地域の施設を利用して、地域住民や保護者、学生などの協力により、児童等に学習等の機会を提供する学習支援活動_____
補助金の対象	学習支援団体、 <u>ただし、1 公民館区につき 1 団体限りとする。</u>	補助金の対象	学習支援団体_____

者		者	
補助対象経費	(1)～(3) 略 (4) その他 <u>市長</u> が認める経費	補助対象経費	(1)～(3) 略 (4) その他 <u>教育委員会</u> が認める経費
終期	<u>令和4年3月31日</u>	終期	<u>令和3年3月31日</u>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。